

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県県道に設ける案内標識等の寸法を定める規則

(道路維持課)

ページ
一

号 外 (二) 平 成 二 十 四 年 十 月 二 日

規 則

岐阜県県道に設ける案内標識等の寸法を定める規則をここに公布する。

平成二十四年十月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十八号

岐阜県県道に設ける案内標識等の寸法を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十六号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定に基づき、案内標識等の寸法を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この規則における用語の意義は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)及び条例の例による。

第三条 案内標識等の寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

別表(第三条関係)

案内標識

入口の方向(一三A)

入口の方向(一三B)

入口の予告(一四)

岐阜県公報 号外 毎週

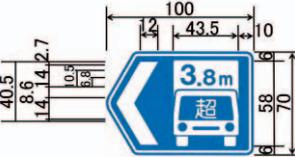
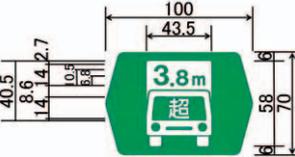
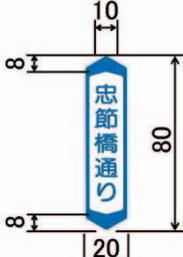
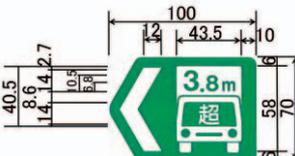
(火曜日)

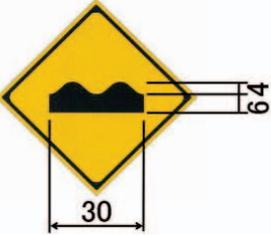
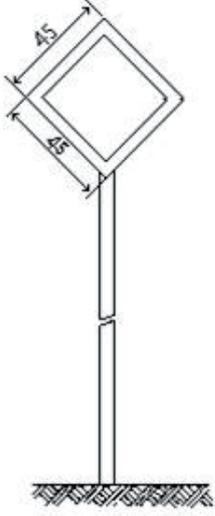
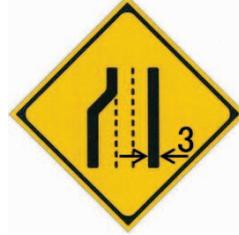
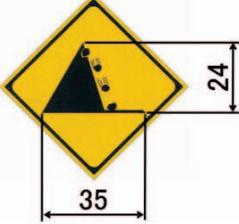
発行

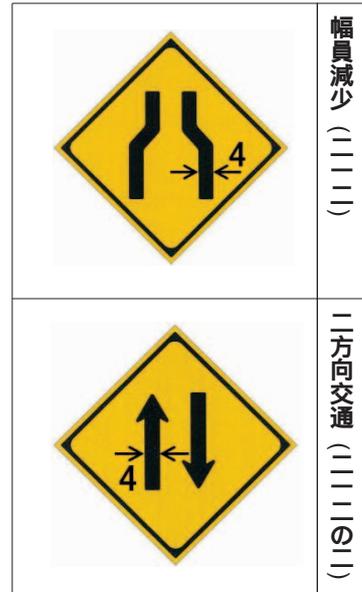
(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十四年十月二日

<p>大垣 Ogaki (120×200)</p>	<p>二方面及び方向 (一八の (E))</p>	<p>大垣 Ogaki (180×210)</p>	<p>(A) 方面及び車線 (一七)</p>	<p>東海環状道 TOKAI-KANJO EXPWY (120×120)</p>
<p>非常電話 (90×60)</p>	<p>非常電話 (一一六の二)</p>	<p>本線 THRU TRAFFIC (140×250)</p>	<p>(B) 方面及び車線 (一七)</p>	<p>東海北陸道 TOKAI-HOKURIKU EXPWY 高鷲 Takasu (120×120)</p>
<p>待避所 (90×60)</p>	<p>待避所 (一一六の三)</p>	<p>本線 THRU TRAFFIC (140×320)</p>	<p>(D) 方面及び方向 (一八の二)</p>	<p>名神高速 MEISHIN EXPWY 入 □ 150m (120×120)</p>
<p>20t 超 (100×70)</p>	<p>(一一八の三) (A) 総重量限度緩和指定道路</p>	<p>152 岐阜 (100×70)</p>	<p>(A) 都道府県道番号 (一一八)</p>	<p>非常駐車帯 (90×60)</p>
<p>20t 超 (100×70)</p>	<p>(一一八の三) (B) 総重量限度緩和指定道路</p>	<p>152 (100×70)</p>	<p>(B) 都道府県道番号 (一一八)</p>	<p>P (60×60)</p>
<p>3.8m 超 (100×70)</p>	<p>(一一八の四) (A) 高さ限度緩和指定道路</p>	<p>152 (100×70)</p>	<p>(C) 都道府県道番号 (一一八)</p>	<p>登坂車線 SLOWER TRAFFIC (60×160)</p>

 <p>(30 × 45)</p>	<p>まわり道 (一) (二) (三) (A)</p>		<p>A 道路の通称名 (一) (二) (九)</p>		<p>高さ限度緩和指定道路 (一) (二) (八) (四) (B)</p>
			<p>B 道路の通称名 (一) (二) (九)</p>		<p>高さ限度緩和指定道路 (一) (二) (八) (四) (C)</p>
			<p>C 道路の通称名 (一) (二) (九)</p>		<p>高さ限度緩和指定道路 (一) (二) (八) (四) (D)</p>

	<p>(三) 路面凹凸あり (一) (二) (九) の</p>		<p>右 (又は左) 方屈曲あり (一) (二) (二) (八) の (一)</p>	 <p>本標識板の規格</p>	<p>警戒標識</p>
	<p>合流交通あり (一) (二) (一)</p>		<p>信号機あり (一) (二) (八) の (二)</p>		
	<p>車線数減少 (一) (二) (一) (一)</p>		<p>落石のおそれあり (一) (二) (九) の (二)</p>		

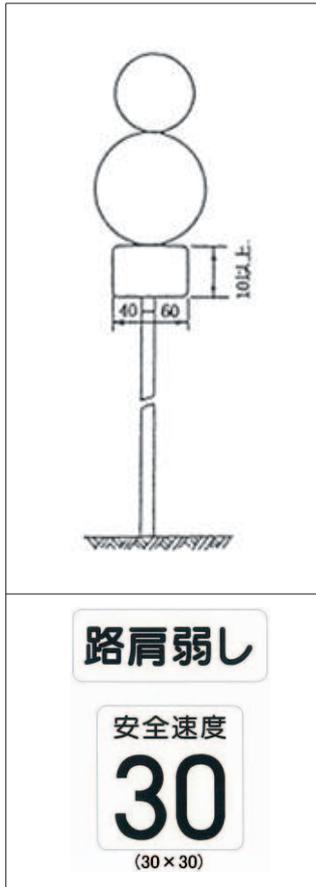


幅員減少 (二二二)

二方向交通 (二二二〇二)

補助標識

補助標識板の規格



注意事項 (五一)

備考

一 本標識板

1 寸法

- (一) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- (二) 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- (三) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。
- (四) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル

2 文字等の大きさ等

- (一) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (二) 自動車専用道路以外の県道に設置する案内標識で、「入口の方向」一三 A 及び一三 B、「入口の予告」一四、「方面、方向及び道路の通称名」の予告一八の三、「方面、方向及び道路の通称名」一八の四、「著名地点」二四 B、「非常電話」二六の二、「待避所」二六の三、「非常駐車帯」二六の四、「駐車場」二七 A、「登坂車線」二七の二 A、「都道府県道番号」二八の二 A、二八の二 B 及び二八の二 C、「及び」を表現する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（道路の通称名）一九 C を表示するものについては、縦寸法を拡大することができる。
- (三) 自動車専用道路以外の県道に設置する「道路の通称名」一九 A、一九 B 及び一九 C を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（道路の通称名）一九 C を表示するものについては、縦寸法を拡大することができる。
- (四) 自動車専用道路以外の県道に設置する「登坂車線」二七の二 A、「都道府県道番号」二八の二 B 及び二八の二 C 及び「道路の通称名」一九 A、一九 B 及び一九 C を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の二・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。
- (五) 自動車専用道路以外の県道に設置する「駐車場」二七 A を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあつては、図示の横寸法を図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。
- (六) 自動車専用道路以外の県道に設置する「駐車場」二七 A、「都道府県道番号」二八の二 A、「総重量限度緩和指定道路」二八の三 A 及び二八の三 B、「高さ限度緩和指定道路」二八の四 A 及び二八の四 B）及び「まわり道」二二 A を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法（五）に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法（一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる）。
- (七) 自動車専用道路以外の県道に設置する「登坂車線」二七の二 A、「都道府県道番号」二八の二 B 及び二八の二 C 及び「道路の通称名」一九 A、一九 B 及び一九 C を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の二・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。
- (八) 自動車専用道路以外の県道に設置する「道路の通称名」一九 A、一九 B 及び一九 C を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（道路の通称名）一九 C を表示するものについては、縦寸法を拡大することができる。
- (九) 自動車専用道路以外の県道に設置する「道路の通称名」一九 A、一九 B 及び一九 C を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（道路の通称名）一九 C を表示するものについては、縦寸法を拡大することができる。
- (十) 自動車専用道路以外の県道に設置する「道路の通称名」一九 A、一九 B 及び一九 C を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（道路の通称名）一九 C を表示するものについては、縦寸法を拡大することができる。

二 C)、「総重量限度緩和指定道路(一一八の三 A及び一一八の三 B)」、「高さ限度緩和指定道路(一一八の四 A及び一一八の四 B)」、「道路の通称名(一一九 A、一一九 B及び一一九 C)」及び「まわり道(一二二 A)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、県道の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その十分の七の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
七以上	三
四、五又は六	二
三以下	一

(三) 「方面、方向及び道路の通称名の予告(一一八の三)」及び「方面、方向及び道路の通称名(一一八の四)」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(二)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの・六倍の大きさとする。

(四) 「著名地点(一一四 B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートル(ローマ字にあつては、七センチメートル)を基準とする。

(五) 「市町村(一一一)」、「都府県(一一二 A)」並びに「方面、方向及び距離(一一五 A、一一五 B及び一一五 C)」、「方面及び距離(一一六 A)」、「方面及び車線(一一七 A及び一一七 B)」、「方面及び方向の予告(一一八 A及び一一八 B)」、「方面及び方向(一一八の二 A、一一八の二 B、一一八の二 C、一一八の二 D及び一一八の二 E)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(一一八の三)」、「方面、方向及び道路の通称名(一一八の四)」及び「著名地点(一一四 A及び一一四 B)」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、県章及び公共施設等の形状等を表示する場合は当該記号の大きさは、日本字の大きさの一・七倍以下の大きさとする。

(六) 自動車専用道路以外の県道に設置する「駐車場(一一七 A)」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の・七倍以下の大きさとする。

(七) 緑、緑線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

緑は、自動車専用道路以外の県道に設置するもので、「待避所(一一六の三)」、「駐車場(一一七 A)」及び「まわり道(一二二 B)」を表示するものについては九ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の二 A)」、「総重量限度緩和指定道路(一一八の三 A及び一一八の三 B)」及び「高さ限度緩和指定道路(一一八の四 A及び一一八の四 B)」を表示するものについては十六ミリメートル、「登坂車線(一一七の二 A)」を表示するものについては十三ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の二 B及び一一八の二 C)」及び「道路の通称名(一一九 A、一一九 B及び一一九 C)」を表示するものについては八ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の太さとし、緑線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

(2) 警戒標識

緑及び緑線は、十二ミリメートルとする。

二 補助標識板

1 図示の寸法を基準とする。

2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

平成二十四年十月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社